

2023年1月25日

輸送の安全確保に関する命令発出について

鶴見サンマリン株式会社
代表取締役社長 宍倉 俊人

頭書の件、2022年4月、弊社運航管理船1隻の乗組員の労働時間が、船員法で定める船員の労働時間の上限を超過していることが、関東運輸局によって確認されました。この労働時間超過は、弊社が内航海運業法第12条に定める“船員の過労を防止するために必要な措置”を講じていないことにより発生したものであることから、2023年1月25日付で、関東運輸局から弊社に対し「輸送の安全の確保に関する命令」が発出され、かかる事態の再発防止と輸送の安全の確保を図るよう命令を受けました。

国土交通省関係部局並びに関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。弊社と致しましては、今回の安全確保命令を真摯に受け止め、再びこのような事態を起こすことのないよう措置を講じるとともに、安全運航に一層努めて参る所存です。

* 本件に関するお問い合わせは、以下の窓口まで書面でご郵送ください。

ご郵送先：東京都港区西新橋1-2-9

日比谷セントラルビル24階

総務・人事グループ